

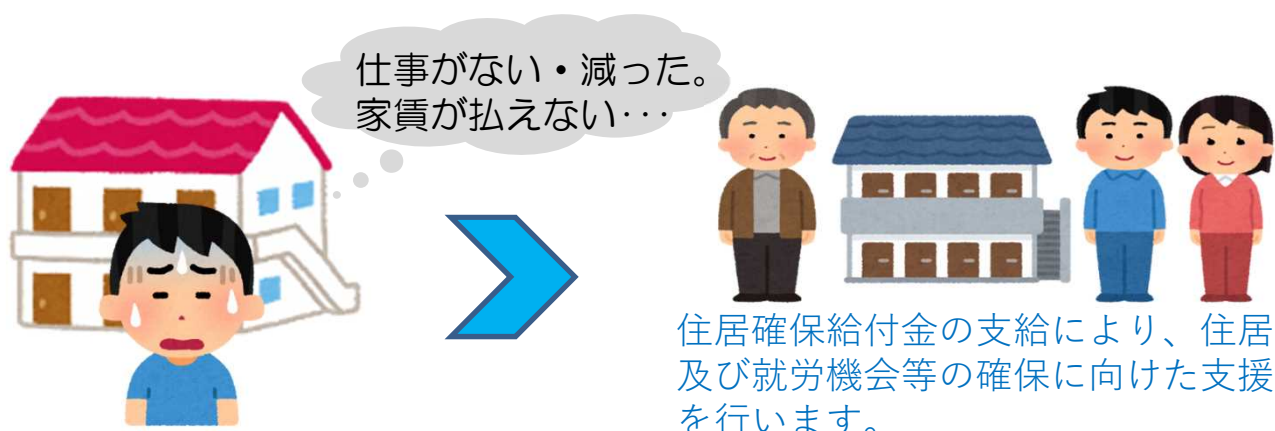
住居確保給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、**3か月間の住居確保給付金の再支給の申請期間は令和4年8月31日まで延長されました。**（初回の利用時と同要件に該当する方）

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3か月間、**家賃相当額を大東市から家主さんに直接支給**します。

対象者(令和2年4月20日から)

離職・廃業から2年以内の方またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



※詳細は、「くらしサポート大東」へご相談ください。（☎072-870-9664）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間、**電話相談等のご対応や面接予約制**と致します。ご協力お願い致します。

●住居確保給付金の支給対象

支給申請時に以下の**すべての要件に該当する方が対象**となります。

- ①離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は住居を喪失するおそれのあること。
- ②申請日において、離職等の日から2年以内の方又は、申請時に、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方。
- ③離職等の日に、その属する世帯の主たる生計維持者であったこと又は、申請日の属する月に、その属する世帯の主たる生計維持者であること。
- ④申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が収入基準額以下であること。
- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が単身世帯、複数世帯とも基準額×6（ただし100万円を超えないこと）以下であること。
- ⑥就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みをし、熱心かつ誠実に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
*新型コロナウイルスによる影響が大きい期間中においては、緩和措置を設けています。
- ⑦国の雇用施策による給付金（職業訓練受講給付金）及び地方自治体を実施する類似の給付金等（生活保護等）を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
*令和3年6月11日から特例として、職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給が可能です。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額 持家の住宅ローンや共益費（管理費）、借地代、駐車場代は対象外

支給額(下記支給額が上限) = (実際の家賃額 + 基準額) - 月の世帯収入額

	単身世帯	2人世帯	3人～5人世帯
支給家賃額（上限額）	39,000円	47,000円	51,000円

①支給期間：原則3ヶ月間

【一定の条件により3ヶ月間の延長および再延長が可能（最長9カ月まで）】

②支給方法：貸主等へ代理納付

金融資産額

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円以内
2人	78万円以内
3～5人	100万円以内

金融資産は、現金及び預貯金額の合計です。上限額を超えて資産をお持ちの場合は、支給対象外となります。また、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金等は含みません。負債がある場合、相殺はしません。

収入基準額

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額（住宅 扶助に基づく額 が上限）	123,000円
2人	130,000円		177,000円
3人	172,000円		223,000円
4人	214,000円		265,000円
5人	255,000円		306,000円

求職活動等の要件

受給期間中は①から④のとおり、公共職業安定所の利用、くらしサポート大東の相談支援員等の面談等の支援、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

（受給中の義務となりますので、これを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。）

- ①毎月4回以上、くらしサポート大東の相談支援員等による面接等の支援を受けること。
- ②毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参のうえ、公共職業安定所の職業相談等を受けること。
- ③毎週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。
- ④申請時（延長、再延長の手続きを含む）、ハローワークへの求職申込みを行うこと。

「離職・廃業から2年以内の方」は①から④が必要です。

「個人の責や都合によらない休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある方」は①が必要です。

*新型コロナウイルス感染症による影響が大きい期間中は、緩和措置を設けています。

緩和措置として、①において毎月1回以上、くらしサポート大東の相談支援員等と面談等の支援を受けることとなります。②及び③の回数について、当分の間、それぞれ月1回に緩和されます。